

日本語政策学会ニューズレター

Japanese Association for Language Policy March 2022

2022年3月 日発行

第34号

この号の内容

1. 第24回大会のお知らせ
2. 特定課題研究会からの報告
3. 若手研究者紹介
4. 会員著作物紹介
5. 事務局からのお知らせ

★編集後記

発行：日本語政策学会
〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目
明海大学 今春研究室気付
E-mail: jalp.jimu@gmail.com
URL: <http://jalp.jp/wp/>

1. 第24回研究大会のお知らせ

大会委員長 齋藤 伸子（桜美林大学）

第24回研究大会は、2022年6月18日（土）・19日（日）に京都大学吉田南キャンパスを会場に、3年ぶりに対面形式で開催いたします。テーマおよび趣旨は以下の通りです。皆さまのご参加をお待ちしております。

1. 第24回 研究大会に ついて

大会テーマ：21世紀の言語普及地図

趣旨：20世紀以前は、拡張する覇権国家と言語帝国主義の世紀であった。しかし、21世紀の世界には、地理的に拡張可能な言語世界は存在しない。今後、世界の言語普及地図は、単一言語主義によってある覇権言語が再び世界の言語社会を上書きするのだろうか。あるいはそれを克服した新たな言語観のもと、複数の言語が同時に使用され普及していくのだろうか。このような視座から、今回は東アジアの事例を取り上げ、最新の動向を検討していきたい。

*ポスター、口頭、パネルの各発表および情報交換会は会場で開催します。

WiPセッションのみ、オンラインで開催します。

*参加申し込み方法はホームページにてご案内いたします。

お問い合わせ：日本語政策学会大会委員会（jalp.taikai@gmail.com）

2. 特定課題研究会報告

伝統文化伝承・実践の越境にみる言語政策的諸相

研究会代表 猿橋順子（青山学院大学）

本特定課題研究では、昨年度に続き、東京およびその近郊を拠点に朝鮮半島を発祥とする伝統的・民族的芸能に従事する人たちのライフヒストリーについて、言語とコミュニケーションに重点を置きながら聞き取りを行いました。朝鮮学校で学び、金剛山歌劇団（東京都小平市）で団員として活躍し、退団後の今も演奏活動や後進の育成、朝鮮学校での指導に取り組む在日コリアン三世・四世の三名がインタビューにご参加くださいました。その記録は「朝鮮芸能に携わる在日コリアンのライフヒストリー【技芸の研鑽・活動編】」および同タイトルの【言語・コミュニケーション編】の二編にまとめ、『青山国際政経論集』第108号に資料として収録される予定です。

日本の言語と法政策—言語に関する法政策／法政策の中の言語

研究会代表 杉本篤史（東京国際大学）

私たちの研究会では、法と言語の関わりについて、多角的な研究を進めています。2020年度はCOVID-19問題により、研究メンバーが東西に分かれていることから十分な研究活動ができませんでした。2021年度はその分、いくつかの研究成果を形にすることができました。

法と言語の関係といっても様々なアプローチがありますが、2021年度は主に、「法が言語をどのように扱っているか」と、「言語が法をどのように扱っているか」の双方のアプローチからの研究として、前者については、2021年度 JALP 研究大会（6月）において、口頭発表「認証評価の実務的知見を踏まえた日本語教育機関の評価制度を構想する際の諸論点」（筆頭発表者：小田格）を報告しました。また後者については、11月7日（日）に法と言語学会と JALP の共催によるシンポジウム「日本における法（言語）教育の課題」（基調報告：札埜和男）を開催しました。

そして、今後の予定としては、「法が言語をどのように扱っているか」というテーマの別の一側面として、「ハイトスピーチをめぐる言語と法」のテーマで2022年度中に研究会を開催したいと考えております。また、このほかにも言語と法をめぐる諸テーマに意欲的に取り組み、3年間ご支援いただいた特定課題研究会の成果の取りまとめを行いと思います。

2. 特定課題 研究会報告

観光地のホスト社会を配慮した言語政策研究

研究代表者 山川和彦（麗澤大学）

2. 特定課題
研究会報告

本グループでは、外国人旅行者が増加するなかで、多言語対応など地域社会で生じる言語的变化を考察してきました。今年度は、新型コロナウイルス感染症による旅行者激減に伴う観光地の変化を見ると同時に、国内旅行者と地域語・方言について研究を広げています。特に後者に関して、国内旅行者の増加は、地域の活性化をもたらしますが、地域文化はおのずと標準化されていきます。そのような中で、観光と地域語・方言の普及活動に焦点を当ててみました。具体的には韓国・済州島での済州語普及活動の現状、石垣島の八重山方言（スマムニ）の普及活動、台湾観光と少数言語などの報告がありました。これらは大会で皆さんと共有していきたいと思えます。

3. 若手研究者紹介

ベラルーシ共和国の国家語政策とベラルーシ語

北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター日本学術振興会特別研究員 PD
清沢紫織3. 若手研究者
紹介

作家が自身の母語(執筆言語)を賛美する言説を展開し、それが後世の人々に繰り返し引用されるということはしばしばみられることである。ただし、私が研究対象とするベラルーシ語をめぐる作家の言説の中には「生き抜くためにも、我らがベラルーシ語を見捨てるな」(フランツィシャク・バフシェヴィチ)、「自らの民族の言葉を愛し、知り、大切にし、それを十分に身に付けていなければならない」(ヤクブ・コーラス)といったベラルーシ語の保護を切々と訴えるものが少なくない。ベラルーシ・ナショナリズムの高まりと共にこれらの言説が生まれた19世紀末~20世紀初めのベラルーシでは、ベラルーシ語は法的地位を持たず(むしろ政治的にその使用がしばしば制限され)、書き言葉としても十分に整備されておらず、教育等でも使用されることのない「少数言語」であった。その後、ベラルーシはソヴィエト連邦を構成する共和国となり、その過程でベラルーシ語は政策的な標準語化がなされ、学校教育においても教授言語として使用されるようになった。さらに、1991年のソ連邦解体とベラルーシ共和国の独立を機にベラルーシ語は独立国家の国家語という高い法的地位を付与されて今日に至る。

しかし、先にあげたようなベラルーシ語の保護を訴える言説は今日でも繰り返しベラルーシ社会で引用される。これは、ベラルーシ語が今もなお複雑な言語状況におかれていることを背景としている。現在、ベラルーシ共和国は憲法によりベラルーシ語とロシア語の二言語を等しく国家語と定める二言語体制をとっている。1990年に同国初の言語法が採択された際はベラルーシ語を唯一の国家語と定めていたが、1994年に親露的なルカシェンコ政権が誕生すると、国民投票によってロシア語にも国家語の地位を付与することが決定された。ベラルーシ語とロシア語、2つの国家語の地位に優劣はないもののベラルーシ国内の実際の言語使用状況においては、ロシア語の使用が圧倒的に優勢であり、ベラルーシ語とロシア語の実質的な地位は不均衡な状況にある。これは、ソ連時代を通じてロシア語の使用が社会の隅々に浸透したことや現行の言語法が国家語両方の使用を義務的なものとは定めていない（いずれか一方で合法とする）内容、すなわちベラルーシ語の不使用を実質的に大きく許容する内容であるためである。

勿論、ロシア語の使用が支配的とはいえベラルーシ語の日常的な使用者は一定数存在する。2019年の国勢調査によればベラルーシ共和国全国民の約26%にあたる240万人がベラルーシ語を日常使用言語にしていると回答している。かつてはベラルーシ語話者の大半を占めるのは農村部話者であったが、ここ10年ほどで状況は逆転し、2019年の国勢調査では都市部話者の占める割合が6割を超える結果になった。都市部のベラルーシ語話者は伝統的にベラルーシ語による文化・学術・政治活動の重要な担い手であり、積極的かつ意識的にベラルーシ語を用いる人々であることから、この変化の意義は大きい。

一方で、現代ベラルーシ語にはそうした意識的なベラルーシ語使用者らを分断しかねない問題も存在している。現在、ベラルーシ語にはソ連時代（ただし1930年代以降）を通じて確立してきた公式な標準語規範と1920年代にベラルーシ語使用者の間で広く普及したタラシケヴィツァと呼ばれる旧式の標準語規範の2つが存在し、両者はベラルーシ社会において標準ベラルーシ語としての「真正さ」をめぐる対立関係にある。タラシケヴィツァという名称はその規範の基礎となった文法書『学校のためのベラルーシ語文法』（1918年）を上梓したベラルーシ人言語学者ブラニスラウ・タラシケヴィチの名に因む。長らく在外ベラルーシ人らの間で受け継がれてきたタラシケヴィツァはペレストロイカ期にベラルーシ語復興の機運が高まる中で、ソ連時代の「ロシア化」を免れたベラルーシ語規範としてベラルーシ国内で注目されるようになった。ソ連時代を通じて確立されてきた公式規範は国内で広く公式に認められたものとして行政や学校教育などで使用されているが、タラシケヴィツァに則ったベラルーシ語使用もまた一部のベラルーシ語メディアや出版物、及び民族意識の強い知識人や市民の間で熱心な支持者を獲得している。すなわち、ベラルーシに

3. 若手研究者 紹介

においては「保護すべきベラルーシ語」の在り方についても人々の間で議論があるのが現状である。

ベラルーシ共和国の国家語政策やベラルーシ語の標準語化をめぐる問題について、さらに関心のある方がいらっしゃれば以下に挙げる拙稿をご参照いただければ幸いです。

清沢紫織「現代ベラルーシ語の標準語規範の分裂と対立」『スラヴ研究』第 68 号、2021 年、1-43 頁

清沢紫織「言語の地位計画にみるベラルーシの国家語政策：ベラルーシ語とロシア語の法的地位をめぐる」『言語政策』第 13 号、2017 年、45-71 頁

4. 会員著作物紹介

吉井昌彦（編著）（2021 年 3 月）『EU の回復力』勁草書房

尾辻恵美、熊谷由理、佐藤慎司（編著）（2021 年 11 月）『ともに生きるために—ウェルフェア・リングイスティクスと生態学の視点からみることばの教育』春風社

4. 会員著作物 紹介

三宅和子、新井保裕（編）（2021 年 12 月）『モビリティとことばをめぐる挑戦—社会言語学の新たな「移動」』ひつじ書房

深澤のぞみ、本田弘之（編著）、飯野令子、笹原幸子、松田真希子（2021 年 12 月）『日本語を教えるための教授法入門』くろしお出版

庄司博史（編）（2020 年 2 月）『世界の公用語事典』丸善出版

村田和代（編）（2022 年 2 月）『越境者との共存にむけて』ひつじ書房

下絵津子（2022 年 3 月）『多言語教育に揺れる近代日本—「一外国語主義」浸透の歴史』東信堂

※会員著作物の情報提供を随時募集しております。jalp.koho@gmail.com までお寄せください。

5. 学会よりお知らせ

5. 学会より お知らせ

<会員情報変更連絡のお願い>

新年度より郵送先ご住所、ご所属先、会員種別など登録されている会員情報に変更のある場合は、事務局までメールにてご一報ください。

<2022年度会費について>

2022年度の会費につきましては、9月初旬ごろに会費納入のお願いを発送する予定です。いましばらくお待ちください。

編集後記

特定課題研究会報告、若手研究者紹介、会員著作物と、本号も充実の内容となりました。ご協力くださった皆様に謹んでお礼申し上げます。コロナ禍において研究・教育活動に少なからぬ制限がある中にもかかわらず、様々な成果が出ていることに大いに刺激を受けました。

(広報委員 KS)